

下水道供用開始のお知らせ

令和2年3月31日から図中の着色した区域が供用開始
(公共下水道の使用が可能)となりました。

供用開始となる区域

瀬古、柳瀬、斉田の一部

■供用開始になった区域にお住まいの方は

単独浄化槽(台所や風呂場、洗濯等から出る汚水を道路の側溝等に流している)を使用されているご家庭は遅滞なく(概ね供用開始の告示から3年以内)下水道に接続しなければなりません。(下水道法第10条第1項、神戸町下水道条例第5条)

汲み取り式トイレを使用されているご家庭は、供用開始の告示から3年以内に水洗式トイレに改造しなければなりません。(下水道法第11条の3) 供用開始区域にお住まいの方は、下水道の重要性をご理解いただき、速やかに下水道への接続工事を実施していただきますようお願いいたします。

■加入促進制度をご活用ください

町では、下水道への接続工事にかかる費用を少しでも軽減するため、加入促進制度を設けております。

●奨励金制度

規定期間内に接続工事をされたご家庭に対して、一定額の奨励金を交付する制度です。

●利子補給制度

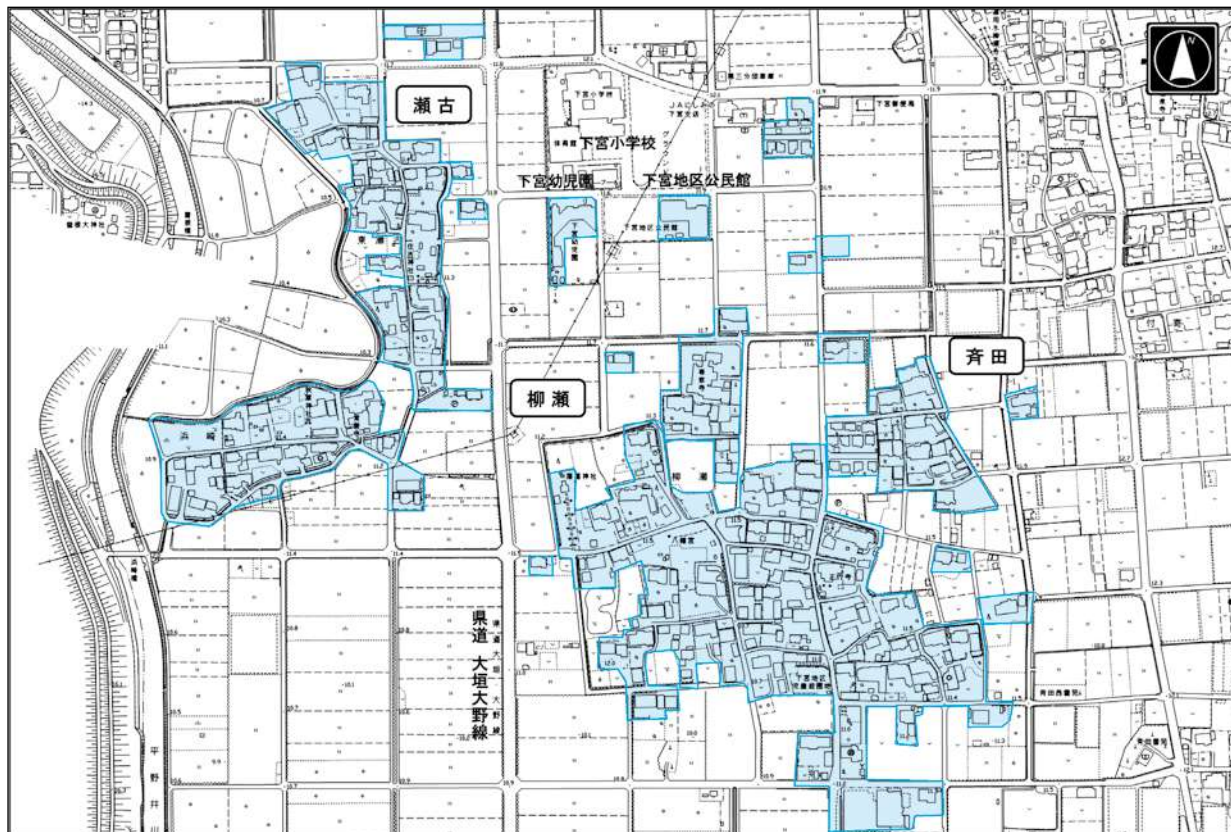
町が協定を結んだ金融機関から工事に必要な資金の融資を受けた場合、償還金の利子分を町が補給する制度です。

※これらの制度には利用できる条件があります。詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

接続年※	奨励金
1年以内	3万円
1年を超えて 2年以内	2万円
2年を超えて 3年以内	1万円

※供用開始の告示以降最初の4月1日から

神戸町公共下水道供用開始区域図 (令和2年3月31日 供用開始区域)



上下水道課 下水道係 ☎ 27-0179